

漁業系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案			現 行														
<p>【本編】 ○略語等及びその定義一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">略 語</th> <th style="width: 55%;">定 義</th> <th style="width: 30%;">初出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融サービス提供法</td> <td><u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>(平成12年法律第101号)</td> <td>Ⅱ－3－2－1－1（1）</td> </tr> </tbody> </table>			略 語	定 義	初出場所	金融サービス提供法	<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u> (平成12年法律第101号)	Ⅱ－3－2－1－1（1）	<p>【本編】 ○略語等及びその定義一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">略 語</th> <th style="width: 55%;">定 義</th> <th style="width: 30%;">初出場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融サービス提供法</td> <td><u>金融サービスの提供に関する法律</u>（平成12年法律第101号）</td> <td>Ⅱ－3－2－1－1（1）</td> </tr> </tbody> </table>			略 語	定 義	初出場所	金融サービス提供法	<u>金融サービスの提供に関する法律</u> （平成12年法律第101号）	Ⅱ－3－2－1－1（1）
略 語	定 義	初出場所															
金融サービス提供法	<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u> (平成12年法律第101号)	Ⅱ－3－2－1－1（1）															
略 語	定 義	初出場所															
金融サービス提供法	<u>金融サービスの提供に関する法律</u> （平成12年法律第101号）	Ⅱ－3－2－1－1（1）															
<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－3－2－1－1 意義</p> <p>（1）（略）</p> <p>（注）説明体制の整備は組合の行うすべての信用事業が対象となるが、資産運用商品の販売に関しては、<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u>（平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。）の施行等に対応した体制整備が必要である。</p> <p>（2）（略）</p>			<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－2 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－3－2－1 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する利用者への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－3－2－1－1 意義</p> <p>（1）（略）</p> <p>（注）説明体制の整備は組合の行うすべての信用事業が対象となるが、資産運用商品の販売に関しては、<u>金融サービスの提供に関する法律</u>（平成12年法律第101号。以下「金融サービス提供法」という。）の施行等に対応した体制整備が必要である。</p> <p>（2）（略）</p>														

漁業系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

附 則

この通知の改正は、令和●年●月●日から適用する。